

## 岡崎市家族介護用品給付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、在宅でおむつ等（おむつその他これに類する介護用品として市長が定めるものをいう。以下同じ。）を使用して介護を受けている高齢者の福祉増進を図るとともに、介護者の身体的、精神的及び経済的負担を軽減するため、岡崎市介護保険条例（平成12年岡崎市条例第22号）第2条の5第1項のおむつ等購入費（以下「おむつ等購入費」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「在宅」とは、次に掲げる要件の全てに該当することをいう。

- (1) 別表第1に掲げる入所施設に入所していないこと。
- (2) 別表第2に掲げる入居施設に入居していないこと。
- (3) 別表第3に掲げるショートステイ（短期間の入所又は宿泊等をいう。）を利用していないこと。
- (4) 別表第4に掲げる病院等に入院していないこと。

### (対象者)

第3条 おむつ等購入費の支給を受けることができる者（第4条第1項において「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市が備える住民基本台帳に記録されている者
- (2) 要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定によるものをいう。以下この号ア及びイにおいて同じ。）において、要介護4若しくは要介護5の認定を受けている者又は要介護3の認定を受け、かつ、次のいずれかに該当する者
  - ア 要介護認定における認定調査票の排尿又は排便の項目が見守り等、一部介助又は全介助に該当する者
  - イ 要介護認定における認定調査票のズボン等の着脱の項目に係る特記事項に、おむつを使用している旨の記載がある者
- (3) 月に10日以上在宅で生活している者
- (4) その年度において、市町村民税（地方税法（昭和25年法律第81号）の規定による市町村民税をいう。以下この項において同じ。）が非課税の者（市町村民税の申告等をしていない場合を除き、その年度の市町村民税が明らかでない場合は、前年度分とする。）又は生活保護

法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(5) 市長は、支給対象者がおむつ等を購入するときに要した費用（以下「費用」という。）に対し、おむつ等購入費の支給（以下「支給」という。）を行うものとする。

2 支給の対象となるおむつ等は、次に掲げるものとする。

- (1) 紙おむつ（パンツタイプ・平板タイプ・パッドタイプ）
- (2) 布おむつ
- (3) 失禁パンツ
- (4) おむつカバー

3 支給の額は、1月につき、費用の100分の90に相当する額とする。ただし、1月当たり3,000円（以下「限度額」という。）を超えることができない。

（支給の方法）

第5条 支給は、家族介護用品購入助成券（以下「おむつ券」という。）を交付することにより行うものとする。

2 おむつ券は月を単位として交付するものとし、その額は、1月につき、限度額の100分の90に相当する2,700円とする。

（支給の申請）

第6条 支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書を市長に提出しなければならない。

2 第3条の規定にかかわらず、現に施設に入所若しくは入居をしている者又は病院等に入院している者が支給を受けようとする場合は、退所若しくは退去又は退院した日の翌日以降に前項に規定する申請をすることができる。

（支給の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

（おむつ券の交付）

第8条 市長は、前条の規定により支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、第6条の規定による申請があった日の属する月の翌月（各月26日以降に郵送による申請があった場合は、翌々月とする。以下「支給決定月」という。）から、おむつ券を交付する。

2 市長は、年度の途中に受給者となった者に対し、支給決定月から9月又は当該年度の3月のいずれか先に到来する月までの期間に係るお

むつ券を当該支給決定月にまとめて交付することができる。

3 市長は、第10条の状況確認書により受給の継続を認めた者に対し、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める月におむつ券をまとめて交付することができる。

- (1) 4月から9月までの期間 4月
  - (2) 10月から翌年3月までの期間 10月
- (おむつ券の利用)

第9条 おむつ券は、第19条の規定により登録を受けた事業者（以下「おむつ等販売事業者」という。）からおむつ等を購入するときに使用することができる。

2 おむつ券を使用できる期間は、当該おむつ券を発行した年度の3月末日までとする。

3 おむつ券は、限度額につき1枚使用することができる。

4 費用が2月以上の限度額に相当するために、1月におむつ券を2枚以上使用した場合は、使用したおむつ券を交付すべき月において、支給を行ったものとする。

5 受給者は、おむつ券を使用するとき、費用の100分の10に相当する額及び限度額（1月におむつ券を2枚以上使用した場合は、限度額に、使用した当該おむつ券の枚数を乗じた額）を超えた額をおむつ等販売事業者へ支払わなければならない。

(受給状況の確認)

第10条 受給者は、9月及び翌年3月に状況確認書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の状況確認書その他受給状況の調査により、第3条に規定する要件（以下「受給要件」という。）に該当するかどうかを確認するものとする。

3 市長は、前項に規定する調査の結果、受給要件に該当することを認めたときは、おむつ等購入費を継続して支給するものとする。

4 市長は、第2項に規定する調査の結果、受給要件に該当しないことを認めたときは、受給資格を喪失させることができる。

(変更の届出)

第11条 受給者は、第6条第1項の申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を変更届により市長に届け出なければならない。

(受給資格喪失の届出)

第12条 受給者は、受給要件に該当しなくなったときは、速やかに喪失届を市長に提出しなければならない。

- 2 受給者が死亡した場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する死亡届の届出義務者は、喪失届を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の喪失届が提出される前に受給者の死亡を確認したときは、当該喪失届が提出されたものとみなすことができる。

（辞退の届出）

第13条 受給者は、受給要件に該当しなくなった場合を除いて、おむつ券の利用を辞退するときは、速やかに辞退届を市長に提出しなければならない。

（受給資格喪失の決定）

第14条 市長は、第10条の規定による状況確認、第12条の喪失届又は前条の辞退届により、受給資格の喪失又は利用の辞退を確認したときは、受給資格の喪失を決定し、受給者にその旨を通知するものとする。ただし、受給者の死亡による喪失の場合及び当該通知前に受給者の死亡が確認された場合は、当該通知を行わないものとする。

（おむつ券の不交付）

第15条 市長は、受給者が正当な理由がなく、第10条の状況確認書、第11条の変更届又は第12条の喪失届を提出しないときは、おむつ券を交付しないことができる。

（おむつ券の返還）

第16条 市長は、受給者が次のいずれかに該当した場合は、該当する期間に係るおむつ券の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によりおむつ券の交付を受けたとき
- (2) 受給要件に該当しなくなったとき
- (3) おむつ券の利用を辞退したとき

（再交付の制限）

第17条 おむつ券は、紛失又は汚損による再交付をしないものとする。

- 2 第14条の規定により受給資格の喪失の決定を受けた者に対し、同年度内に再び第7条の規定による支給の決定をした場合であって、当該支給の決定によりおむつ券を交付すべき月が先におむつ券を交付した月と重複しているときは、当該重複した月に係るおむつ券について、受給資格の喪失の決定の際に返還された場合に限り、当該おむつ券を再交付することができる。

（譲渡等の禁止）

第18条 受給者は、おむつ券を受給者以外の者のために使用し、又は他

者に貸与し、譲渡し、若しくは売買してはならない。

(おむつ等販売事業者の登録)

第19条 市長は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者をおむつ等販売事業者として登録するものとする。

(1) 原則として市内に店舗を有する者

(2) 受給者の請求に応じて、おむつ等の取寄せができる者

2 登録を希望する事業者は、登録に必要な書類を市長に提出しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項及びおむつ等購入費に関する事務に必要な書類の様式は、当該事務を所管する長寿課長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。ただし、第5条に規定する助成券の支給の実施は、平成18年10月1日からとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(岡崎市家族介護用品給付事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条規定の施行前に同条の規定により対象となった者は、平成17年3月31日までの間は引き続き支給要件の対象とする。ただし、その後においては改正後の規定により適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に、旧額田町の要綱により支給決定を受けた者は、当要綱の規定に基づく決定を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行前に同条の規定により対象となった者は、平成22年3月31日までの間は、引き続き支給要件の対象とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行前に同条の規定により対象となった者は、平成24年6月30日までの間は、引き続き支給要件の対象とする。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（入所施設）

入所施設		根拠法令及び条項
1	特別養護老人ホーム	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5
2	地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第8条第22項
3	介護老人福祉施設	介護保険法第8条第27項
4	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項
5	介護医療院	介護保険法第8条第29項
6	その他入浴、排せつ又は食事等の介護その他の日常生活上の世話を提供することができる施設	

別表第2（入居施設）

入居施設		根拠法令及び条項
1	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居	老人福祉法第5条の2第6項
2	養護老人ホーム	老人福祉法第20条の4
3	軽費老人ホーム	老人福祉法第20条の6
4	有料老人ホーム	老人福祉法第29条第1項
5	特定施設	介護保険法第8条第11項
6	認知症対応型共同生活介護を行う住居	介護保険法第8条第20項
7	地域密着型特定施設	介護保険法第8条第21項
8	介護予防認知症対応型共同生活介護を行う住居	介護保険法第8条の2第15項
9	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条
10	その他入浴、排せつ又は食事等の介護その他の日常生活上の世話を提供することができる施設	

別表第3（ショートステイ）

ショートステイ		根拠法令及び条項
1	老人短期入所事業による入所	老人福祉法第5条の2第4項
2	小規模多機能型居宅介護事業による宿泊	老人福祉法第5条の2第5項
3	短期入所生活介護による入所	介護保険法第8条第9項
4	短期入所療養介護による入所	介護保険法第8条第10項
5	小規模多機能型居宅介護による宿泊	介護保険法第8条第19項
6	介護予防短期入所生活介護による入所	介護保険法第8条の2第7項
7	介護予防短期入所療養介護による入所	介護保険法第8条の2第8項
8	介護予防小規模多機能型居宅介護による宿泊	介護保険法第8条の2第14項
9	その他入浴、排せつ又は食事等の介護その他の日常生活上の世話を提供することができる施設等において実施する短期間の入所又は宿泊	

別表第4（病院）

病院		根拠法令及び条項
1	病院	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項
2	診療所	医療法第1条の5第2項